

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年3月27日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

（令和2年2月1日～2月29日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
亀田 博子	亀田博子後援会	令和2年2月27日
小池 秀夫	「小池ひでお」を働かせる会	令和2年2月26日
互 金次郎	たがい金次郎後援会	令和2年2月5日
藤田 千絵	ちえの輪	令和元年12月31日